

# 山梨県公報

第千九百七十五号  
 平成二十一年  
 八月二十四日  
 月 曜 日

## 目次

道路の区域変更……………四七五  
 県営土地改良事業計画の変更……………四七五  
 建築基準法に基づく道路位置指定……………四七五  
 公 告……………  
 落札者等の決定について……………四七六  
 正 誤……………  
 平成二十一年七月二十二日付号外第五十二号中……………四七六

## 告 示

**山梨県告示第二百五十五号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年九月十四日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十一年八月二十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 道路の種類 県道
  - 道路線名 笛吹市川三郷線
  - 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市芦川町上芦川字間名板久保六八七番の一地先から 笛吹市芦川町新井原字猪原八四五番地先ま	旧	七・〇 一・〇	三四一・〇

で		新
七・八 二八・六	七・八 二八・六	三三九・〇
三四五・〇		

**山梨県告示第二百五十六号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業一宮北部地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ  
 る。  
 平成二十一年八月二十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 縦覧書類  
 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
  - 縦覧期間  
 平成二十一年八月二十五日から同年九月二十四日まで
  - 縦覧場所  
 笛吹市役所
  - 異議申立期間  
 平成二十一年九月二十五日から同年十月九日まで

**山梨県告示第二百五十七号**  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十一年八月二十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 道路の位置  
 甲斐市志田字柿木五五六番九
  - 道路の幅員  
 六・〇〇メートル

三 道路の延長  
八〇・〇〇メートル

# 公 告

● 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年八月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
やまなしブランド確立推進事業業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十一年七月七日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社アサデー・ケイ 東京都中央区築地一丁目十三番一号
- 五 随意契約に係る契約金額  
三千九百九十六万八千二百五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

# 正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十一年七月二十二日山梨県規則第三十号（山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則）

— 上 — 第三十号 — 第三十一号 —  
平成二十一年七月二十二日山梨県規則第三十一号（山梨県庁舎管理規則の一部を改正する規則）

— 上 — 終わりから — 第三十一号 — 第三十二号 —

— 二 — 下 — 第六 — 第三十二号 — 第三十三号 —  
平成二十一年七月二十二日山梨県規則第三十二号（山梨県営土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則）